

# 聲明書

(第二回)

先きに、我が芝浦争議團は聲明書を發表しまして、我々がストライキを斷行するのやむなきに至つた経過を、大體に於いて明かにしておきましたから、諸君は、我々が芝浦製作所の飽くなき搾取手段に對する當然の防衛として起つに至つたことは、己に御承知の筈だと思ひます。

併し乍ら、此の問題は、單に吾々芝浦争議團のみの問題ではなく、同一産業労働者延いては全労働者階級に密接に關聯する問題であつて、その後此の問題が如何に展開し、また進展して行きつゝあるかといふ事は、非常に重大な意義を持つものであり、是亦その影響する所も大なるものであると思ひますので、此處に第二の聲明書を發表するに至つた次第です。

第一の聲明書にもあります通り、今日九日、吾々同志十八名の被誡首者の復職要求は、十一日何等の考慮をも加へられずして拒絶されてしまひましたので、全員悉く工場を引揚げ、芝増上寺で大會を開き、被誡首者十八名の復職、今後絶対に不當解雇をせざる事、八時間制の實施、争議について犠牲者を絶対に下さざる事、争議中の日給を支拂ふ事の五條件を決議して、會社につやつけたのです。

所が會社は此の要求を悉く一蹴してしまつたのです。然し、たとへ一蹴されても、あくまでも獲得しなければならぬ要求であるので、遂に持久戦の状態になつた次第です。

吾々が總ゆる準備をとつて此の持久戦に入ると同時に、會社も亦何等の理由もない八名の誡首を發表したのです。のみならず、會社は事重大を自ら口にしながらも、社長との直接の面談をも敢てしないのみならず、無能無力な使用人を仲繼とするが如き、事重大に相應な何等誠意ある態度を示さないのです。

しかしながら、會社の無法な行動は、却つて日一日と吾々の結束を強めつゝあるのです。猶ほ亦、鶴見新工場も殆んど全員ストライキに加加しつゝあるのです。

然し吾々は、歩一步と勝利に近づきつゝあるのです。然し吾々は此の問題を、吾々自身の問題とするに止まらず、常に全労働者階級の立場を立場とし、意識を意識とし、目的を目的として此の問題に當面しつゝあるのです。

故に全労働者諸君、諸君も吾々と此の同一意識の下に吾々の争議にあらゆる應援を惜しまれないことを希ふものです。

## 芝浦争議團本部

芝區芝浦日米自動車工場跡

## 芝浦労働組合事務所

芝區金杉濱町三八

大正十四年七月十九日